

高浜市省工不設備更新支援補助金 募集要領

高浜市市民部経済環境グループ

1 概要

新型コロナウイルス感染症流行の長期化による売上高減少に加え、原油高による電気代、燃料費等の固定費増により厳しい経営状況続いている市内事業者を支援することを目的とし、省エネ設備に更新する経費に対し補助金を交付します。

補助対象者	<p>下記事業者が対象となります。</p> <p>(1) 高浜市内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する事業者をいう。以下同じ。）であって、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者</p> <p>ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</p> <p>(2) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(3) 暴力団員（高浜市暴力団排除条例（平成24年高浜市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号に該当する営業を行っていないこと。</p>
補助対象事業	<p>下記事業で、令和4年10月11日（火）から令和5年2月20日（月）までの期間に実施、支払を完了するもので、他の補助金の交付を受けていない事業です。</p> <p>※事業実施に係る融資を受けている場合は、当該融資について高浜市信用保証料補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(1) LED照明設備への更新事業 従前の照明設備(LED照明を除く)からLED照明設備へ更新する事業。</p> <p>(2) その他省エネに資する設備への更新事業 従前の設備から消費電力等の削減が見込める設備へ更新を行う事業。 ただし、車両、電子計算機及び通信機器の更新を除く。</p>
補助対象経費	<p>補助対象事業に係る下記の経費です。</p> <p>(1) 導入する設備に係る設備費及び工事費</p> <p>(2) 従前の設備に係る撤去費及び処分費</p>
補助金額	<p>下記金額を補助します。</p> <p>補助対象経費の5分の4以内（LED照明設備への更新事業とその他省エネに資する設備への更新事業の合計で上限50万円を補助）</p> <p>※千円未満切り捨て</p> <p>※消費税及び地方消費税は対象外</p>

2 申請期間

令和4年10月11日（火）から令和4年11月10日（木）まで

※受付は先着順とし、予算に達した時点で仮受付とさせていただきます。

※補助金交付申請書等の必要書類を高浜市役所市民部経済環境グループに直接持参ください。郵送では受付できません。なお、書類に不備がある場合、申請を受け付けることができません。

3 提出書類

申請時提出書類（令和4年10月11日（火）から令和4年11月10日（木）まで）

- ① 補助金交付申請書（様式第1）
- ② 見積書
- ③ 導入する設備の名称及び消費エネルギーが分かるもの（カタログのコピーなど）
- ④ 更新前の設備が分かる写真

事業完了時提出書類（事業完了後速やかに。令和5年2月20日（月）まで）

- ① 補助金実績報告書（様式第6）
- ② 支払を証する書類（領収書など）
- ③ 更新後の設備が分かる写真

確定通知受領後提出書類（受領後概ね1週間以内。令和5年2月28日（火）まで）

- ① 補助金交付請求書（様式第8）

4 その他

- ・申請は1事業者につき1回限りとなります。
- ・交付申請書等の様式は、高浜市公式ホームページからダウンロードできます。
- ・補助金の申請にあたっては、本募集要領のほか、「高浜市補助金交付規則」及び「高浜市省エネ設備更新支援補助金交付要綱」をご確認ください。（高浜市公式ホームページでご覧いただけます）
- ・現地調査を行わせていただく場合があります。
- ・事業終了後に市が行う成果調査等にご協力ください。

【問い合わせ先】

高浜市市民部経済環境グループ TEL0566-52-1111（内線271、281）

高浜市省エネ設備更新支援補助金 手続きの流れ

申請者	
補助金の交付申請 (工事着手前) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">順序①</div>	補助金交付申請書を作成し提出します。交付申請書及び添付書類を高浜市役所市民部経済環境グループに持参ください。 ※交付決定前に着手した場合は補助対象になりません。
採択結果の受領 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">順序③</div>	採択結果を受領します。 (採択の場合) 交付決定通知書 (不採択の場合) 不交付決定通知書
事業の着手 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">順序④</div>	設備更新工事を実施します。
経費の支払い <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">順序⑤</div>	設備更新工事費用を支払います。 ※領収書等の支払いを証明する書類が必要となります。
実績報告書の提出 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">順序⑥</div>	事業完了後、実績報告書を作成し提出します。実績報告書及び添付書類を高浜市役所市民部経済環境グループに持参ください。 ※事業完了後、速やかに提出ください。 【最終提出期限】 令和5年2月20日(月)
補助金交付額確定通知書の受領 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">順序⑧</div>	補助金交付額確定通知書を受領します。
補助金交付請求書の提出 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">順序⑨</div>	補助金交付請求書を作成し提出します。 ※補助金確定通知書受領後概ね1週間以内に提出ください。 【最終提出期限】 令和5年2月28日(火)



高浜市	
交付申請書の審査 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">順序②</div>	提出いただいた交付申請書及び添付書類を審査します。 随時、採択結果を送付します。

高浜市	
実績報告書の審査 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">順序⑦</div>	提出いただいた完了実績報告書及び添付書類を審査します。 提出された実績報告書が適正と認められた後に補助金交付額確定通知書を送付します。
補助金支払い <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">順序⑩</div>	補助金交付請求書受理後、30日以内に指定の口座に振り込みます。